

入札説明書に関する説明会 議事概要

【日 時】平成17年11月7日(月)午後1時00分～午後2時30分

【場 所】三田共用会議所 講堂

【議 事】

1. 入札説明書について
2. 競争参加資格確認に関する提出書類について
3. 運營業務要求水準書について
4. 事業者選定基準について
5. 事業契約書(案)について
6. 質疑応答

【概 要】

1. 入札説明書について

入札説明書については、美祿社会復帰促進センター整備・運營業業の入札説明書及び本事業の実施方針等からの主な変更点について説明いたします。

本事業の事業方式等については、基本的には美祿社会復帰促進センター整備・運營業業と同じBOT方式を採るものであり、実施方針説明会における説明から大きな変更はありません。

競争参加資格確認後に御案内することが2つあります。1つは、本事業についても、美祿社会復帰促進センター整備・運營業業と同様に、地方公共団体からの構造改革特別区域計画申請を基に、構造改革特別区域制度を活用することとしており、警備、刑務作業及び分類といった事務の実施については、構造改革特別区域法による登録を受けた事業者でなければできないこととなります。本事業の事業者には広島矯正管区長の登録を受けていただく必要があり、この登録の詳細につきましては、法務省ホームページの刑務所PFI事業についてのページに「構造改革特別区域法による事業者の登録制度」として公開されておりますので、そちらを参考にいただければと思います。もう1つは、刑務所の業務について、分かりにくい点があるかと思われますので、競争参加資格確認後、競争参加資格を認められた事業者に対して、施設参観の機会を設けさせていただく予定であります。この2点につきましては、競争参加資格が認められた事業者へ御連絡いたします。

【入札説明書 4ページ】

本事業における競争参加資格の要件について、美祿社会復帰促進センター整備・運營業業では、将来SPCに出資する構成企業及びSPCから直接受託する協力企業については、あらかじめ競争参加資格確認の段階で確定し、他のグループへの参加は認めない、として

おりました。今回、それに加えて、SPCに対し必要な資金を貸し付けることを予定している金融機関の中で代表する者（入札説明書では「主幹事行」としてしています。）についても、競争参加資格確認の段階で明記していただき、この主幹事行も構成企業、協力企業と同様に、他の応募グループに所属することはできなくなっております。

また、応募グループには、物品・サービス調達事業の実績のある企業が含まれることを求めており、これについても、競争参加資格確認の段階で明記していただくこととしております。

【入札説明書 12ページ】

情報システム管理業務に携わる事業者の競争参加資格として、電子機器、電子部品の製造業及びこれらに密接に関連する事業を営む者であって、直近の決算期における売上高（連結ベース）が5,000億円を超える者であることを要件としております。例えば、経済産業大臣の認可を受けた社団法人である電子情報技術産業協会に所属されている事業者などを想定しております。

物品・サービス調達事業の実績を有する事業者の競争参加資格として、直近の決算期における売上高（連結ベース）が1兆円を超える商社であることを要件としております。この趣旨は、刑務所の業務が、受刑者の衣食住に関わる様々な物品、食事の調達を含む多様なものであることから、事業期間を通して間断なくそれらを提供できるという一定の実績を有することを求めたものです。

2．競争参加資格確認に関する提出書類について

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業では、競争参加資格確認に当たり、一定の能力を有する事業者グループであることを証明するものとして、事業概要に関する書類を提出していただきました。本事業でも、本事業への参画についての位置付け、事業実施体制についての提案書類を求めております。【様式集 - 様式24，様式25】

様式25については、美祿社会復帰促進センター整備・運営事業と同様であり、本事業を安定的に実施していくために、各構成企業、協力企業がどのような能力を持っているのか、どのように連携を取っていくのかという体制図と、その連携によりできあがる施設のイメージ図を求めております。

様式24については、今回新たに求めているもので、本事業に参画することについて、各構成企業、協力企業においてはどのように位置付けているのか、どのような基本方針で本事業に取り組もうとしているのかを記載していただくこととなります。この趣旨は、昨今、企業は利益追求を行うだけでなく、企業の社会的責任として、様々な社会に役立つ事業にも関わっていく必要があると論じられております（Corporate Social Responsibilityの頭文字を取ってCSRと呼ばれています。）が、そのような観点で本事業に取り組まれる構成企業、協力企業がありましたら、その点を明らかにしていただきたいと考えております。これは、グループ全体でも、各構成企業、協力企業ごとにも構いません。

3．運営業務要求水準書について

運営業務要求水準書（案）については、本年7月8日付けで公表しており、本日はそれからの主な変更点について説明いたします。なお、施設整備・維持管理業務要求水準書については、今回変更点はありません。

【運営業務要求水準書 7ページ】

「2 名籍事務支援業務」の「(1) 写真撮影・指紋等採取技術支援」に、「指紋等採取技術支援」を新たな業務として追記いたしました。これは位置情報把握システムに必要なとなる指紋等の生体情報の採取業務を想定しております。

【運営業務要求水準書 13ページ】

上から6番目について、従前は、保安区域内のすべての扉を遠隔操作で一斉施開錠できることを要求水準としておりましたが、コストに見合う必要があるかを考えた結果、トイレや倉庫等を含め、すべての扉を一斉に施開錠する必要性は必ずしも高いものではないと判断いたしました。そこで、門衛施設、保安区域内各棟の出入り口、単独室、共同室、保護室、単独病室、透析室、作業室、集団検査室、教室、食堂、更衣室及び理学療法室の扉を一斉施開錠できることを要求水準といたしました。

【運営業務要求水準書 18ページ】

「(2) 洗濯」について、従前は、受刑者を使用して洗濯を行うことを認めておりませんでした。事業予定地周辺地域のような過疎地域で2,000名分の刑務作業を確保することは困難であると考えられます。一方で、洗濯については、洗濯物のたたみ業務に非常に人手を要するため、刑務作業としてこれを実施すれば、まとまった単位の作業量を確保することが可能となると考えられることから、刑務作業として、受刑者を使用して実施することを要求水準といたしました。

【運営業務要求水準書 20ページ】

「(2) 理容」について、理容は、社会的ニーズが高く、職業訓練としても有効と考えられますので、今回、理容を職業訓練として実施するという提案も認めることといたしました。

【運営業務要求水準書 24ページ】

「(2) 保安検査」の「業務内容」の上から2番目の「受刑者の着衣及び所持品の検査」について、入所時の検査については「領置事務支援業務」で、入所後の検査については「保安検査」で実施することとしておりましたが、業務の内容を明確化するために明示いたしました。これにより、「要求水準」も記載を追加しております。

【運営業務要求水準書 27ページ】

「1 作業企画支援業務」について、本事業では、地域との共生による運営を目指すこととしており、刑務作業などについても、地域経済や地場産業を積極的に活用することが

望ましいと考えております。そこで、事業者が刑務作業等を実施するに当たっての地場産業の活用や地域との連携方策について、民間のノウハウを活用すべく、実施方針公表時に、広く民間事業者等から事前提案を募集したところですが、その中で特に優れた提案を要求水準として盛り込みました。要求水準としては、実施すべき作業の項目を挙げるにとどめており、具体的な実施方法等については、民間事業者の御提案にお任せすることとしております。

まず、施設内作業として、施設内に栽培施設や設備等を整備し、ハウス栽培、施設園芸等実施するとともに、漁港で使用する木製魚箱の製作、修理を実施することを必須としております。

また、施設外作業として、まず、浜田市が所有する新開団地を使用貸借して、農作業を実施することを必須としたいと考えております。なお、賃料や、新開団地のうち使用可能な地所、土壌等の状況については、後日、参考資料として公表いたします。次に近隣の農業生産法人等の農業支援について、事業予定地周辺には梨園やバラ園等、石見地方を代表する作物を栽培している農業生産法人等がありますので、これらの方々への農業支援を必須としております。

次に森林管理、製材、木材加工製品製作ですが、事業予定地周辺には豊かな森林がありますので、これら公有林等の管理の支援を実施することを必須としております。また、新開団地の近隣には、大規模な木材加工場がありますので、ここでの製材作業の支援や、間伐材や地域材を活用した木材加工製品の製作を実施することも必須としております。これらについては、施設外での作業を想定しておりますが、施設内に木材加工場を設け施設内作業として実施していただいても差し支えありません。

【運營業務要求水準書 33ページ】

「1 健康診断業務」について、健康診断を実施する者は、本施設の診療所の管理を受託する島根県の職員である医師等との緊密な連携を図ることのできる体制とすることを加えました。国としては、財団法人島根県環境保健公社等がこれに該当するものと想定しております。

【運營業務要求水準書 34ページ】

「6 特化ユニットにおける各種プログラムの実施支援業務」及び「7 理学療法の実施支援業務」について、特化ユニットの受刑者に対する各種プログラム及び養護的処遇を必要とする者に対する理学療法については、医療的側面が強く、施設内の診療所の医師の指示・指導の下、実施することが望ましいと考えており、委託業務としては、施設内の診療所のスタッフとして、各種プログラムや理学療法を実施する専門的知識・経験を有する者を国に紹介していただくことといたしました。御紹介いただいた者については、施設内の診療所の管理を受託する島根県の非常勤職員として雇用することとしており、その際の勤務条件を要求水準に掲げております。

4. 事業者選定基準について

本事業は、入札価格と提案内容によって落札者を決定する総合評価落札方式を採用することとしております。また、事業者選定にあたっては、評価の透明性、公平性を図るため、学識経験者等により構成される事業者選定委員会において、加点項目について審査される予定です。事業者選定基準についても、先日行われた第1回島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業事業者選定委員会において了承を受けたところです。

(1) 審査の手順・第2次審査の配点

2ページにフローチャートがありますが、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業から大きな変更点はありません。ただし、第2次審査の配点について、事業提案が要求水準のすべてを満たしている場合に付与される基礎点と、事業提案のうち、国が特に重視する項目について優れた提案がなされている場合に付与される加点は、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業では、それぞれ250点ずつの計500点でしたが、今回は、基礎点400点、加点600点の計1,000点といたしました。本事業が美祢社会復帰促進センター整備・運営事業のおおよそ2倍の事業規模であることから、合計点についても、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業の500点の2倍といたしました。また、基礎点と加点の配分を、本事業では40:60としていますが、他のPFI事業では60:40とする事例が多く見られます。この点について、本事業は、施設の設計・建設とその維持管理を事業の対象とするいわゆる「箱ものPFI」と異なり、受刑者の処遇や施設の警備の一部など公権力の行使に関わる業務も含め運営業務についても幅広く事業対象としていることから、事業提案の内容に相当な格差が生じる可能性が高く、採点に当たっては、その内容の格差に応じた配点が必要であると考え、加点の配点を大幅に増やしております。なお、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業では、基礎点と加点の配分を50:50としておりましたが、本事業では、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業と比べ、受刑者の特性に応じた様々な処遇や矯正教育、職業訓練の充実、施設外作業の実施など、運営業務の内容が多様となっていることから、提案に対する評価のウェイトをさらに大きくする必要があると考え、基礎点と加点の割合を40:60といたしました。

(2) 加点項目の概要

加点項目については、「基本方針」、「事業計画」、「施設整備・維持管理計画」及び「施設運営計画」の4事項に区分し、各区分ごとに「評価分類」を置き、その評価分類ごとに「評価のポイント」を設定しており、配点は評価分類ごとに置いております。この評価分類ごとに設定された評価のポイントに基づき、事業提案の内容が優れているか否かを審査することとなります。各区分ごとの内容については、後ほど説明いたします。

配点の考え方については、「基本方針」、「事業計画」、「施設整備・維持管理計画」、「施設運営計画」の各区分ごとの配点は、それぞれ138点、90点、138点、234点となっており、配点の比率はおおよそ30:20:30:50となっております。

評価のポイントごとの配点ですが、これはすべて6点満点としており、提案の内容が具体的（例えば、「人を地元から優先的に雇用」などのように数値を明確に示してい

るものや、「 が可能」といった記載ではなく、「 を実現するため、 の措置を講ずる」という記載がなされているもの等)である場合、あるいは、提案の内容を担保する実施体制・方法について具体的な記載がある場合には、実現可能性のある優れた提案として、高い評価をしてみたいと考えております。

(3) 加点項目「基本方針」

【事業者選定基準 6 ページ】

「基本方針」については、美祿社会復帰促進センター整備・運営事業の加点項目の区分にはなく、今回新たに加えました。「基本方針」では、本事業の基本コンセプトである「官民協働の運営」、「地域との共生」及び「人材の再生」を実現するため、どのように本事業に取り組むかについての基本的考え方を評価したいと考えております。併せて、その基本的考え方が、「施設整備・維持管理計画」及び「施設運営計画」の各業務でどのように具体化されているのかについて、個別具体的に評価したいと考えております。「事業計画」、「施設整備・維持管理計画」及び「施設運営計画」が各論であるならば、「基本方針」は総論に当たると御理解いただければと思います。

まず「官民協働の運営」ですが、本事業については、刑務所の運営を包括的に民間に委託するいわゆる英米型の「民営刑務所」ではなく、国の職員と民間事業者が協働して運営を行う「混合運営型刑務所」であることから、官と民がそれぞれのノウハウを十分に活かした運営を行うよう、官と民との役割分担や連携等の実施体制についてどのような基本的考えに基づき本事業に取り組むのかを評価したいと思います。この項目は20点満点で評価いたします。

また、本事業の業務ごとにどれだけの民間職員を配置し、そのためにはどれくらいの公務員のポストが必要となるのか、そして、どのような体制で業務を実施するのかについて、基本的考え方を的確に具体化したものとなっているか否かの観点から評価したいと考えております。これについては、「総務業務」、「警備業務」、「作業・教育業務」及び「医療・分類業務」の4つの業務分野ごとにそれぞれ6点ずつの配点で評価し、満点の場合には24点を付与いたします。

次に「地域との共生」ですが、本事業では、美祿社会復帰促進センター整備・運営事業と同様に構造改革特別区域制度を活用することとしておりますので、地域の雇用機会の増大その他地域経済の活性化の観点から、どのような基本的考えに基づき本事業に取り組むのかについて評価したいと考えております。この項目は20点満点で評価いたします。

また、その基本的考え方が、「施設整備・維持管理」の各業務にどのように具体化されているのかについて評価したいと思います。配点については12点としておりますが、これは、「建築業務の地元雇用」及び「県産材の活用など建築資材の地元活用」が想定されることから、それぞれ6点の配点で12点といたしました。

さらに、基本的考え方が、「施設運営」の各業務にどのように具体化されているのかについて評価したいと思います。配点については24点としておりますが、これは、「運営業務における人材の地元雇用」、「収容関連サービスでの地元活用」、「作業での地元活用」及び「教育の地元活用」が想定されますので、それぞれ6点の配点で合計24点といたし

ました。

最後に「人材の再生」ですが、本事業は刑務所の整備・運営事業ですので、受刑者の改善更生を図り、円滑な社会復帰を促すことについての基本的考え方を評価したいと考えております。この項目については、20点満点で評価いたします。

また、その基本的考え方が、「施設運営計画」の各業務にどのように具体化されているのかについて評価したいと思います。配点を、18点としていますが、人材の再生については、「作業」、「教育」及び「分類」の各業務において具体化されるものと想定できますので、それぞれ6点の配点で合計18点といたしました。

(4) 加点項目「事業計画」

【事業者選定基準 7ページ】

事業計画は大きく3つの評価分類、すなわち、「出資構成・ガバナンス事業計画」、「リスク管理計画」及び「財務計画」に分かれており、それぞれ12点、24点、54点の配点となっております。

「出資構成・ガバナンス事業計画」は、出資者の構成や不測の事態が生じた場合の意思決定手続について評価したいと考えており、12点の配点となっております。

「リスク管理計画」は、「リスクに関わる提案」及び「各種契約締結に関わる提案」の2つの評価分類で構成されており、それぞれ18点、6点の配点となっております。

「財務計画」は、「事業収支計画」、「資金調達・債務償還計画」及び「財務・資金管理方針、モニタリング手法」の3つの評価分類で構成されており、それぞれ12点、18点、24点の配点となっております。

事業計画の提案の審査に当たって、今回は特に、応募グループに対するアドバイザーやSPCに対して資金を貸し付ける金融機関の関与の内容についても踏み込んで評価したいと考えており、具体的には、「リスク管理計画」の「リスクに係わる提案」で、リスク分析や対応策の効果に対するアドバイザー等による客観的かつ精緻な評価がなされているか否かを評価することとしておりますし、「財務計画」の「財務・資金管理方針、モニタリング手法」で、業務実施状況及び財務資金管理について、アドバイザー等による監視が徹底される体制・手法が具体的に提案されているかについて評価いたします。

(5) 加点項目「施設整備・維持管理計画」

【事業者選定基準 8ページ】

施設整備計画は大きく6つの評価分類、すなわち「受刑者の生活環境及び作業・教育環境」、「施設の保安機能」、「施設機能の効率化」、「地域特性に配慮した施設計画」、「施設のフレキシビリティ」及び「その他の計画」に分かれております。

「受刑者の生活環境及び作業・教育環境」は、「生活環境」、「作業・教育環境」及び「その他の機能」の3つの評価分類で構成されており、それぞれ18点、24点、12点の配点となっております。

このうち、「生活環境」で、収容棟の室温と独特の臭気を解消するための換気の工夫に

ついて、今回新たに評価したいと考えております。

また、「その他の機能」で、今回、身体障害を有する受刑者や精神・知的障害を有する受刑者も収容されますので、これらの者に配慮した生活・作業・教育環境計画の提案を新たに評価したいと考えております。

「施設の保安機能」は、「共通事項」及び「保安機能」の2つの評価分類で構成されており、それぞれ12点ずつの配点となっております。このうち、「保安機能」において、先ほど申し上げましたように、精神障害を有する受刑者も収容しますので、これらの者に配慮した保安機能の提案についても評価したいと考えております。

また、「施設機能の効率化」は、「機能と業務の効率化」及び「円滑な移動の確保」の2つの評価分類で構成されており、それぞれ6点、12点の配点となっています。

「地域性に配慮した施設計画」は、「外観イメージ・社会性・地域性」を評価分類としており、配点は18点となっております。

「施設のフレキシビリティ」は、将来的に処遇方法を変更した場合であっても柔軟に対応できる施設構造になっているか否かについて評価したいと考えており、12点の配点となっております。

「その他の計画」は、「環境付加の軽減」及び「コスト低減方策」を評価分類したいと考えており、配点は12点となっております。

(6) 加点項目「施設運営計画」

【事業者選定基準 10ページ】

施設運営計画は大きく7つの評価分類、すなわち、「共通」、「総務」、「収容関連サービス」、「警備」、「作業」、「教育」、「医療」及び「分類」に分かれており、それぞれ48点、30点、36点、30点、42点、18点、12点、18点の配点となっております。

「共通」は、施設運営計画の全分野に係る評価分類であり、「業務の実施体制」、「保安事故の防止及び事故発生時の対応」及び「非常時の対応」の3つの評価分類で構成されており、それぞれ24点、18点、6点の配点となっております。

このうち、「業務の実施体制」において、今回、新たに民間職員の研修の内容及び実施体制について、評価したいと考えております。

また、「保安事故の防止及び事故発生時の対応」及び「非常時の対応」については、対応策だけでなく、民間職員の配置や官民の役割分担、連携等の実施体制についても踏み込んで評価したいと考えております。なお、体制については、「基本方針」の「官民協働の運営」でも評価の項目としておりますが、これについては、平時の体制について評価するものと御理解いただきたいと思っております。

さらに、「非常時の対応」については、美祿社会復帰促進センター整備・運営事業の事業者選定基準では、「警備」の項目に入れておりましたが、地震や火災などの非常時の対応については、警備面での提案だけでなく、食料の確保やライフラインが破壊された場合の応急対応策も重要となってまいりますので、「共通」の項目で評価したいと考えております。

「総務」は、「領置事務支援業務」及び「情報システム管理業務」の2つの評価分類で

構成されており、それぞれ12点、18点の配点となっております。

このうち「情報システム管理業務」については、美祿社会復帰促進センター整備・運営事業の事業者選定基準では、「処遇情報管理システム」、「位置情報把握システム」及び「警備システム」ごとに高い配点を振り分けて評価しておりましたが、実際の提案内容がどの事業者も非常に優れたものであり、また、美祿社会復帰促進センター整備・運営事業における情報システムに係る提案のうち、優れたものについては、今回、要求水準に落とし込んだことから、加点の項目を絞り込ませていただきました。

「収容関連サービス」は、「給食事務」、「衣類・寝具の提供業務」及び「その他収容関連サービス業務」の3つの評価分類で構成されており、それぞれ18点、12点、6点の配点となっております。今回、高齢受刑者や知的障害、身体障害のある受刑者も収容しますので、これらの者に配慮した提案を評価したいと考えております。

「警備」は、「警備体制」及び「連絡体制」の2つの評価分類で構成されており、それぞれ24点、6点の配点となっております。今回、施設外での作業を実施することとしておりますので、施設外で作業を行う場合であっても、逃走等の保安事故が起こらないような警備方法や体制について評価したいと考えております。また、特化ユニットの受刑者に対応した業務の実施方法や体制についても新たに評価したいと考えております。

「作業」は、「刑務作業」、「職業訓練」、「特化ユニットの受刑者に対する作業提供」及び「就労支援」の4つの評価分類で構成されており、それぞれ18点、12点、6点、6点の配点となっております。

「刑務作業」では、農林水産業を実施することとしておりますので、受刑者に四季を感じ自然に親しむ心のかん養する作業内容となっているとともに、近隣地域の農林水産業支援に直結するものとなっているものについて評価したいと考えております。

また、自然を相手にした農林水産業を刑務作業あるいは職業訓練として実施することとしておりますので、台風等の自然災害等により一時的に作業提供が困難となった場合でも、他の刑務作業や職業訓練あるいは教育を代替的に実施するなど、柔軟かつ適切な対応方策について提案がある場合にはこれを評価いたします。

さらに受刑者の出所後の就労支援策について優れた提案がある場合には加点したいと考えております。

「教育」は、「教育企画業務」を評価分類としており、配点は18点となっております。ここでは、処遇類型別指導、特化ユニットにおける教育、通信教育及び視聴覚教育について、実施体制を評価したいと考えております。なお、「基本方針」の「人材の再生」の項目の評価との観点の違いについてですが、「人材の再生」の項目では、具体的な教育プログラムの内容などの教育内容について評価するのに対し、「教育企画業務」では、教育の実施体制について評価することを考えております。

「医療」では、理学療法を実施するためのスタッフの確保方策などの提案について評価したいと考えており、12点の配点としております。

最後に、「分類」は、「分類事務」を評価分類としており、18点の配点となっております。

5．事業契約書（案）について

事業契約書の内容について、美祿社会復帰促進センター整備・運営事業との主な相違点について説明いたします。

まず、第54条の維持管理・運営業務にかかる第三者の使用について、警備に関する業務については、本事業のうちでも最もリスクが大きいことから、SPCは代表企業又は構成企業以外に委託することはできないとしており、警備を担う企業が元請責任を負うことを明確にいたしました。

また、警備を担う企業がさらにその業務の一部を再委託する場合には、再委託先は当該企業と密接な資本関係にある者に限定しました。ただし、その場合であっても、警備業務責任者の業務及び中央監視システム業務については、再委託を不可といたしました。

次に、第65条の指定施設内・外作業について、ハウス栽培等、新開団地での農作業、近隣の農業生産法人等の農業支援、製材及び木材加工製品製作については、提供企業の事由により、作業提供ができなくなった場合には、他の作業については30日のところ、60日以内に代替作業を確保すれば、罰則点の計上はしないこととしております。

また、その他の指定作業については、代替作業を確保することができませんので、事業者との協議を行うことといたしました。

次に別紙13の「モニタリング及び改善要求措置要領(案)」の中の違約金の算定方法について、事業費に占める違約金の割合を美祿社会復帰促進センター整備・運営事業の2分の1としておりますが、これは、本事業と美祿社会復帰促進センター整備・運営事業は基本的に変わるところがありませんので、違約金の水準としても同一とすることとし、本事業は事業費が2倍となっておりますので、割合を2分の1といたしました。

また、施設外作業中の事故について、物的戒護能力のない施設外作業下において逃走等の保安事故が発生した場合に、施設内での保安事故と同一の水準とするのは酷であると考え、2分の1としました。さらに逃走事故について、受刑者が逃走した場合に直ちに国に連絡すれば違約金を課さないこととしております。

次に罰則点ですが、特化ユニットの受刑者に対する各種プログラム及び養護的処遇を必要とする者に対する理学療法を実施する専門スタッフについて、当該専門スタッフが退職あるいは休職した場合であっても、各種プログラムや理学療法が中断なく円滑に継続実施することができるよう、退職又は休職後1週間以内に他の者を国に紹介しない場合についてペナルティの対象といたしました。

6. 質疑応答

問1 入札説明書4(8)の情報システム管理業務に携わる企業の競争参加資格要件が加えられた理由は何か、また、製造業でなければならないのか。

(答) 美祿社会復帰促進センター整備・運営事業においても、これに該当する者を想定していたところである。また、製造業に限定しておらず、密接に関連する事業を営む者を含んでいるものである。

問2 入札説明書4(8)について、経済産業大臣の認可を受けた社団法人である電子情報技術産業協会に所属している事業者を想定しているとのことだが、同協会に所属していない者は競争参加資格が認められないのか。

(答) 電子機器、電子部品の製造業や、これらに密接に関連する事業を営む企業として例示したが、必ずしも同協会に所属していなければならないというものではない。

問3 テレビ番組において、川越少年刑務所で実施されているグループワークの様子が紹介されていた。本事業の要求水準書で求められている「グループワーク」についても、これと同様に実施することが想定されていると理解してよいか。

(答) グループワークの実施方法にとらわれることなく、确实、効果的に実施できるものを御提案いただきたい。